

いじめ防止のための校内体制

古河市立諸川小学校

いじめを許さない学校づくり

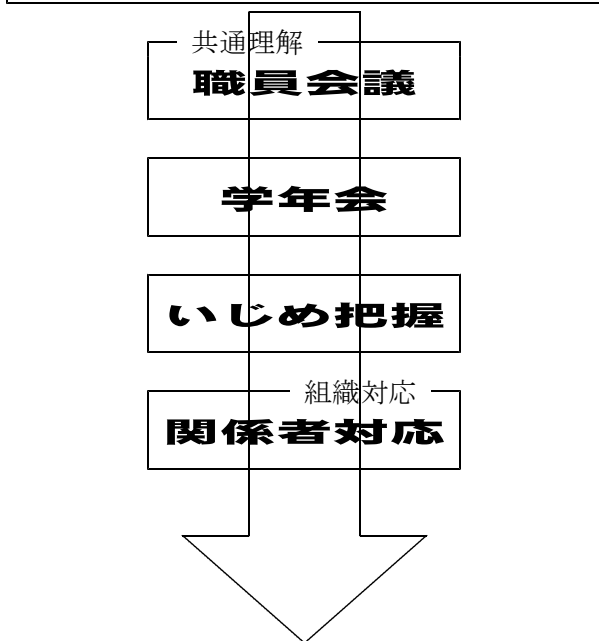
いじめ問題対策委員会

いじめの早期発見早期対応

☐ 児童理解 を深め、児童一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童間の 信頼関係づくり や児童相互の人間関係づくりに努める。
☐ いじめ問題への指導方針等を家庭や地域に 公表 し、 保護者や地域住民の理解と協力を得る 。
☐ いじめている児童に対しては、出席停止措置を含め、 毅然とした指導 をする。
☐ いじめられている児童については、 学校が徹底して守り通す という姿勢を示す。
☐ 気付かないところでの陰湿ないじめが続いている場合があることを認識し、継続して十分な注意を払い 見守っていく 。

観 察 情 報 収 集	☐ 日常的な観察
	☐ いじめのチェック表の活用 ・いじめ早期発見のチェックリスト ・家庭用いじめ発見チェックリスト ・地域用いじめ発見チェックリスト
	☐ 定期的なアンケート調査実施
	☐ メモの活用
	☐ 教職員間の情報交換 ☐ 保護者からも情報提供 等

☐ 校長 ☐ 教頭 ☐ 生徒指導主事 ☐ 学年主任 ☐ 養護教諭 ☐ 教育相談担当 ☐ 関係教諭
いじめ問題対策連絡協議会 ☐ S C ☐ 学校運営連絡協議会 ☐ 古河警察署
<内容> ・いじめ防止の全体計画策定 ・いじめ発見のための調査 ・関係機関との連携 ・保護者への対応 ・いじめ事案への対応や指導方針の協議 等



☐ 「 いじめは人間として、絶対に許されない 」という認識で、毅然とした指導を行う。
☐ いじめは「 どの子にも、どの学校でも起こり得る 」問題であることを十分認識し、教育相談体制を整備する。
☐ 学校全体で 組織的に対応 し、教職員間の情報交換や共通理解・共通実践を図る。
☐ いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
☐ いじめを認知した場合、 被害者の立場に立った 指導を行う。
☐ 保護者の訴えに耳を傾け、必要に応じて 関係機関と連携して対処 する。
☐ 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって 早期解決 に向けて取り組む。
☐ いじめ問題の解決後も 継続的な指導支援 に努める。

再 発 防 止	☐ 児童の心を育てる ・生命尊重・人権尊重 ・思いやりの心 等
	☐ 教師の人権感覚を磨く
	☐ 組織的対応力を付ける

保護者	いじめられている児童生徒	観衆・傍観者等	いじめている児童生徒	保護者
☐ いじめの事実を正確に伝える。 ☐ 本人を絶対に守るという姿勢を示す。 ☐ 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。 ☐ 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。	☐ 受容 ；つらさや悔しさを十分に受け止める。 ☐ 安心 ；具体的な支援内容を示す。 ☐ 自信 ；よい点を認め、励ます。 ☐ 回復 ；交友関係への助言をする。 ☐ 成長 ；自己理解を深める支援を行う。 ☐ 心理的ケア を十分に行う。	☐ 集団へ指導を行う。 ☐ 学級へ全体指導を行う。 ・具体的事実を基に話し合う。 ・自分の問題として考えさせ、 いじめは絶対に許されない ことに気付かせる。 ・日頃から、 人権意識(感覚) を育む。 ☐ 学年及び学校全体への指導を行う。 ・「 人権フォーラム 」の取組の充実を図る。	☐ 確認 ；事実、背景、理由等を確認する。 ☐ 傾聴 ；不満・不安等の訴えを十分に聴く。 ☐ 内省 ；いじめられた子の辛さに気付かせる。 ☐ 処遇 ；課題解決のための援助を行う。 ☐ 回復 ；体験活動等を通して、所属感を高める。 ☐ 心理的ケア を十分に行う。	☐ いじめの事実を正確に伝える。 ☐ 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。 ☐ 被害者への謝罪の意識を伝える。 ☐ 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

学校・家庭・地域社会・関係機関（相談機関、警察等）